

(社)栃木県トラック協会

平成21年度第2次(第20回) NOx・排ガス融資申込み公募要領 (低公害車への代替)

1. 公募融資総枠 143,350,000円

2. 公募期間 平成21年9月2日(水)
~ 同年10月2日(金)

3. 融資対象者

(社)栃木県トラック協会に加入している貨物自動車運送事業者で次に該当するものとする。但し再度この融資制度の適用を受けようとする場合は、全償還後または3ヶ月以上当初の約定に基づき正常な形で償還が実行されたものに限る。

- (1) 商工中金に対して出資している運送事業関係の協同組合、またはその構成員であること。
- (2) 商工中金の代理店となっている信用組合の組合員であること。但しこの場合は信用組合を通じてのみ代理貸付を受けられる。

4. 助成対象事業

- (1) 非適合車(別添) を適合車(別添) に代替する事業(**代替を証する書面が必要**となります。)
代替を証する書面 一時抹消登録証明書(写)、現在登録証明書(写)

- 詳しくは栃ト協 事務局 経理部まで

5. 融資条件

商工中金等で定める一般貸付の要領によって処理されるが、トラック運送事業の適正な振興、機会の均等をはかるため融資限度額を次のとおり定める。

(1) 融資限度 1,500万円

但し、現在の借入残高に本年度申込額を加算した金額が3,000万円以内であること。また、融資推薦申込総額が融資枠を上回った場合は、公開抽選により推薦決定とする。
なお、本年度第19回(前回第1回公募)で推薦決定を受けた会員は、今回は対象外と致します。

- (2) 貸付利率 商工中金所定利率による。
- (3) 償還期間 5年以内
- (4) 据置期間 償還期間のうち6ヶ月以内とする。
- (5) 担保・保証人 取扱金融機関の定めるところによる。

6. 利子の補給率

この制度融資の借入者に対し、協会は次の補給率により利子補給を行うものとし、借入者が商工中金に対し利息を支払う時に利子補給金を支給する。

借入者	共同体	個別企業体
長期プライムレート	1.95%	1.95%
利子補給率	1.20%	1.20%
正味貸付利率	0.75%	0.75%

(平成21年8月11日付け)

7. 取扱金融機関

商工組合中央金庫

宇都宮支店又は足利支店

及びその代理店

8. 申込み方法

所定の申込書により公募期間満了日までに(社)栃木県トラック協会に申し込むこと。(融資推薦者の本社が所在する都道府県トラック協会に対してのみこれを行うことができる。)

(注)協会に電話で申し出れば、次の申込み関係書類を送付する。

イ)融資推薦申込書

ロ)企業要領(個別企業又は組合用)

ハ)事業計画書

協会では理事会を開催し、事業計画の適否について検討した後、申込者に対し推薦の適否を決定通知する。

借入希望者は協会からの融資推薦決定書の写しを添え商工中金に借入申込みをする。

9. 融資推薦適否決定通知(予定日)

平成21年10月中旬予定

10. 商工中金あて借入申込期限

平成21年3月末日

11. 貸出開始日

平成21年10月下旬以降

12. その他

この要領に定めのない事項は、近代

化基金運営要領および近代化基金運営事務取扱細則の定めるところによる。

(注)借入れ手続きは、商工中金の一般貸付と同じ取扱いとなるが、次の点に留意されたい。

1) 資料の持参

説明資料として、最近二期分程度の決算書、事業履歴書、事業計画書等の書類を持参する。

ロ) 責任者による説明

収支の現状や、今後の業績の見通しおよび資金借入が必要な理由とその効果等、経営の全般について、責任者が直接説明することが望ましい。

ハ) 返済計画書

借入に際しては、借り入れた資金をどのようにして、いつまでに返済できるか、またその財源の見通しを十分検討した上で申込みが必要である。

借入金がNO×融資について正当な理由がなく申請にかかる事業計画と異なるものに転用した場合は、その助成を打ち切るとともに、既往の助成金の返済をもとめるものとする。

借入金がNO×融資について正当な理由がなく申請にかかる事業計画と異なるものに転用した場合は、その助成を打ち切るとともに、既往の助成金の返済を求めものとする。

(別紙)

自動車NO_x・PM法に基づく排出基準 非適合車(抹消等対象車両)

平成21年3月

車両総重量	ディーゼル車		車両総重量	ガソリン・LPG車		
	窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号		窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号	
1.7t以下	NO _x :0.48 (0.25)g/km PM :0.055 (0.026)g/km (10・15)	平成14年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	1.7t以下	NO _x :0.48 (0.25)g/km (10・15)	昭和56年規制以前の適合車	L - J - H - 記号なし
1.7t超 2.5t以下	NO _x :0.63 (0.40)g/km PM :0.06 (0.03)g/km (10・15)	平成15年規制適合車 平成10年規制適合車 平成9年規制適合車 平成5年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	1.7t超 2.5t以下	NO _x :0.63 (0.40)g/km (10・15)	平成元年規制適合車 昭和56年規制以前の適合車	T - L - J - H - 記号なし
2.5t超 3.5t以下	NO _x :5.9 (4.50)g/kWh PM :0.175 (0.09)g/kWh (D13)	平成15年規制適合車 平成9年規制適合車 平成6年規制適合車 平成元年規制適合車 昭和63年規制以前の適合車	2.5t超 3.5t以下	NO _x :5.9 (4.50)g/kWh (G13)	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z - T - M - J - 記号なし
3.5t超	NO _x :5.9 (4.50)g/kWh PM :0.49 (0.25)g/kWh (D13)	平成6年規制適合車 平成2年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	3.5t超	NO _x :5.9 (4.50)g/kWh (G13)	平成4年規制適合車 平成元年規制以前の適合車	Z - T - M - J -

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。

自動車NOx・PM法に基づく排出基準 適合車(購入対象車両)

(注) 平成17年規制適合車については、別紙 を参照して下さい。

平成21年3月

車両総重量	ディーゼル車		車両総重量	ガソリン・LPG車	
	窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号		窒素酸化物等排出基準 (測定モード)	排出ガス規制区分 型式の識別記号
1.7t以下	NOx:0.48 (0.25)g/km PM :0.055 (0.026)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	1.7t以下	NOx:0.48 (0.25)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成12年規制適合車 平成10年アイドリング規制適合車 昭和63年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GJ-、HP- GG-、HL- R-
1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63 (0.40)g/km PM :0.06 (0.03)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	1.7t超 2.5t以下	NOx:0.63 (0.40)g/km [10・15]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成6年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GC-、HG- GA-
2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9 (4.50)g/kWh PM :0.175 (0.09)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車 識別記号が 3桁のもの	2.5t超 3.5t以下	NOx:5.9 (4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GK-、HQ- GE-、HJ- GB-
3.5t超	NOx:5.9 (4.50)g/kWh PM :0.49 (0.25)g/kWh [D13]	平成17年規制適合車 平成16年規制適合車 平成15年規制適合車 平成11年規制適合車 平成10年規制適合車 その他低PM車 識別記号が 3桁のもの KS-、HZ- KR-、HY- KL-、HM- KK-、HF- PA-、PB- PJ-、PK-等	3.5t超	NOx:5.9 (4.50)g/kWh [G13]	平成17年規制適合車 平成13年規制適合車 平成10年規制適合車 平成7年規制適合車 識別記号が 3桁のもの GL-、HR- GE-、HJ- GB-

(注) 窒素酸化物等排出基準欄の()内の数値は、平均排出基準値を示す。
また、10・15は10・15モード、D13はディーゼル自動車13モード、G13はガソリン自動車13モードを示す。